

練馬区告示第438号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、下記のとおり収納に関する事務を指定公金事務取扱者に委託したため、練馬区会計事務規則（昭和39年9月練馬区規則第3号）第43条の2第2項の規定により準用する同規則第43条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月24日

練馬区長 吉 田 健 一

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所または事務所の所在地ならびに指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入等の内容

指定公金事務取扱者	委託した収納事務に係る歳入等の内容
株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループ 代表取締役 江藤 俊弘 東京都千代田区永田町二丁目11番1号	特別区民税・都民税・森林環境税および軽自動車税の収納事務ならびに国民健康保険料の収納事務

- 2 指定日および委託日
令和8年7月1日